

社会福祉協議会 だより

心配ごと、悩みごと
ご相談はご遠慮なくどうぞ
☎町内 35-1270

http://reihokushakyo.com
reihoku.shakyo@ari.bbiq.jp

生活福祉資金貸付制度

1. 内容

資金の貸付と必要な相談支援を行います。経済的自立および生活意欲の助長、在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した地域生活を送れるよう支援します。

2. 対象

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
※多重債務、他の公的資金を借り入れているなどの場合は対象外となりますので、あらかじめ社会福祉協議会にご確認ください。

3. 貸付制度①ー総合支援資金 ※所得制限あり

失業などで日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのために生活費と一時的な資金を貸し付ける制度です。

- ①生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費用)
- ②住宅入居費(敷金、礼金など住宅の賃借契約を結ぶために必要な費用)
- ③一時生活再建費(生活再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことのできない費用)

4. 貸付制度②ー福祉資金 ※所得制限あり

日常生活を送るうえで、自立生活を営むために、一時的に必要なと見込まれる費用を貸し付ける制度です。①生業を営むために必要な経費②技能習得に必要な経費③住宅の増改築、補修などに必要な経費④福祉用具などの購入・福祉サービス利用に必要な経費⑤障がい者用自家用車の購入に必要な経費⑥災害を受けたことにより臨時に必要な経費⑦冠婚葬祭に必要な経費⑧住居移転などにより給排水設備などの設置に必要な経費⑨就職、技能を習得などの支度に必要な経費⑩その他の日常生活上に必要な経費

5. 貸付制度③ー教育支援資金 ※所得制限あり
教育に関連した費用を貸し付ける制度です。

①教育支援費

国公立、私立の高等学校、短期大学、大学または高等専門学校に修学するのに必要な費用を無利子で借りることができます。

②就学支度費

高等学校、短期大学、大学または高等専門学校への入学に必要な費用（入学のときの教材、カバン、制服、靴など）を無利子で借りることができます。

6. 貸付制度④ー生活福祉資金（特例貸付）

※令和4年3月31日まで取扱い予定

①緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を無利子で借りることができます。

②総合支援資金（生活支援費）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯のための資金を無利子で借りることができます。

無料でお譲りします 福祉機器リサイクルコーナー

このコーナーは、不要になった福祉機器などを寄付していただき、必要な人に利用していただくためのリサイクルコーナーです。

◎介護用ベッド 4台

▼申込受付期限

希望する人は、3月9日㊥までに苓北町社会福祉協議会へお申し込みください。希望者多数の場合は、抽選になります。

※抽選は、3月10日㊥午前9時に苓北町保健センターで行います。



☎ 苓北町社会福祉協議会 ☎ 35-1270

令和4年度のボランティア活動保険について（ご案内）

■保険金額・年間保険料（1人あたり）

補償プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】 特定感染症重点プラン
保険金の種類	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	ケガの補償	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	550円

* 4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

（加入できる人）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体

（保険の補償を受ける人・加入者）

○ケガの補償・・・ボランティア個人

○賠償責任の補償・・・ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、NPO法人

（補償期間・保険期間）

令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時までとなります。

※令和4年4月1日より補償開始とする場合、3月15日㊥までの手続きが必要です。

（加入申込手続き）

- ①社会福祉協議会に備え付けの「加入申込書」に必要事項を記入、署名（フルネーム）または捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。
- ②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。
- ③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管ください。

●基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

●被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入すると、より安心してボランティア活動に参加できます。

●補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。

●中途脱退による保険料の返金はありません。

●途中でボランティア（メンバー）の入替えや加入プランの変更はできません。

●ご加入は、お一人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

※詳しくは、社会福祉協議会までお尋ねください。